

一般質問とは、市が執り行う行政事務全般について、議員が質問を行うもので、本定例会では23人の議員が登壇しました。詳細は富士市ウェブサイト上の本会議の議会議中継（録画放送）や10月末ごろに発行予定の議会議録をごらんください。議会議録は富士市議会ウェブサイト、図書館、まちづくりセンターでごらんになれます。

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| えんどう<br>遠藤  | もりまさ<br>盛正  | 1. 元気な高齢者の就労施策について<br>2. 高齢者等対応住宅とシルバーハウジングの現状について  |
| いちじょう<br>一条 | よしひろ<br>義浩  | 1. 中核市移行の検討状況について<br>2. その他の紙（雑紙）の分別回収について  |
| まつもと<br>松本  | さだひこ<br>貞彦  | 1. 本格的な富士市史編さんの取り組みについて<br>2. ごみの減量化について<br>3. 電線の地中化（無電柱化）について   |
| さの<br>佐野    | ちあき<br>智昭   | 1. 田子の浦港一帯を観光地富士の要、富士山観光の「はじまりの地」となる魅力ある拠点として形成し、さらなるにぎわいづくりを推進していくことについて   |
| おぎた<br>荻田   | たけひと<br>丈仁  | 1. 沼津市との広域連携の推進について   |
| おの<br>小野    | ゆみこ<br>由美子  | 1. 東京2020オリンピック新競技スケートボードを富士市でも安全に使用できるようにするには<br>2. 若者が希望を抱けるような“夢のある未来”を見据えた上での立地適正化計画にする必要について                             |
| たかはし<br>高橋  | まさのり<br>正典  | 1. 友好都市 雫石町との交流について   |
| ふじた<br>藤田   | てつや<br>哲哉   | 1. 町内会・自治会を維持継続するための施策について  |
| うんの<br>海野   | しょうぞう<br>庄三 | 1. 市民に軸足を置いた施策、「市民活動総合補償制度」の見直しと充実について<br>2. 2020年東京オリンピック・パラリンピックを富士市発展に結びつけるための体制と施策について                                    |
| こいけ<br>小池   | よしはる<br>義治  | 1. 近年の外国人市民増加の状況について<br>2. 民泊への取り組みについて<br>3. 立地適正化計画の住民説明会について   |
| かさい<br>笠井   | ひろし<br>浩    | 1. 富士市への大学の誘致と専門職大学について<br>2. 富士市が元気になる、思い切った政策について   |
| いで<br>井出    | はるみ<br>晴美   | 1. ライフステージに応じた女性の健康支援について<br>2. マイナンバー制度通知カード等の性別変更について   |
| やました<br>山下  | いづみ<br>いづみ  | 1. カラス対策について<br>2. バイオマストイレの活用について  |
| いしかわ<br>石川  | かずおみ<br>計臣  | 1. 小学校の卒業式における女子児童の和装（はかま着装）への対応について<br>2. 政府が調整している来年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に対応した保育環境の整備について                                    |
| いのうえ<br>井上  | たもつ<br>保    | 1. 富士市の林業の活性化と森林保全について  |
| おおた<br>太田   | やすひこ<br>康彦  | 1. みなとオアシスの登録について<br>2. 自転車の安全かつ適正な利用促進について   |
| こいけ<br>小池   | としあき<br>智明  | 1. （仮称）富士市立大学等の高等教育機関の設立可能性の検討について<br>2. 地域循環型ポイントカードシステムの導入について  |
| しもだ<br>下田   | よしひで<br>良秀  | 1. 富士市におけるSNS活用も含むインターネット上のプロモーション戦略について  |
| すずき<br>鈴木   | こうじ<br>幸司   | 1. 大川小津波訴訟控訴審判決以後の危機管理マニュアルについて<br>2. 富士市定員適正化計画の進行状況と職員の処遇について   |
| はぎの<br>萩野   | もとゆき<br>基行  | 1. SNSを活用したいじめ相談について<br>2. 感震ブレーカー設置の推進について   |
| いなば<br>稲葉   | ひさとし<br>寿利  | 1. 製紙のまち富士市から発信すべき事柄について<br>2. 県と協力しての田子の浦から土肥へのカーフェリー運航再誘致について   |
| ささかわ<br>笹川  | あさこ<br>朝子   | 1. 地区まちづくりセンターの充実について<br>2. 就学援助制度の入学準備金支給を入学前に   |
| こやま<br>小山   | ただゆき<br>忠之  | 1. 公文書館機能の整備について<br>2. エネルギー自治に関する「首長誓約」の実施について<br>3. 地域自治力の強靱化に向けた「（仮称）一括交付金」の導入について<br>4. 市街化調整区域の多世帯同居・近居に対する住宅支援制度の導入について |

### ユニバーサル就労推進特別委員会の視察

4月19日に、ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）のショートタイムワーク制度及び川崎市の短時間雇用創出プロジェクトの視察を行いました。

ソフトバンク社では、東京大学先端科学技術研究センターと連携し、障害等により長時間勤務が困難な方が週20時間未満で就業できる「ショートワーク」制度を平成28年5月から導入しています。現在、うつ病、統合失調症、ADHD等の20歳代から50歳代の男女19人が週一、二日、4時間から6時間就労しています。

川崎市では、短時間の雇用・就労の実現に向けた取り組みを前述の東大先端研及びNPO法人ピープルデザイン研究所と協働で開始しました。自治体として初めての試みであり、その結果、市内外27の企業、団体の協力により、19人の継続的な就労が実現するなどの成果を上げています。

5月14日に、「立地適正化計画について」を議題とし、政策討論会を開催しました。富士市議会基本条例第13条第1項「議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催します。」との規定に基づき、2回目の開催となりました。



短時間雇用の手法を学ぶ

さまざまな団体との協力体制の強化や市役所内における仕事の切り出しなどを推進すべきと考えます。



賛成・反対それぞれの立場から討論

シティ政策を進めることとは、①本年度未で終了予定のまちなかU-40の効果検証及び後継事業のあり方の2つの論点について討論を行いました。議員から、コンパクトシティ政策に関して、誘導施策を行う際には、各地域の特性や歴史を考慮すべきである。住民の合意を得るため、丁寧な説明を行う必要がある。などの意見があり、また、まちなかU-40に関して、まずはまちなかの魅力を高めるべきである。まちなかへの居住誘導の対象を若者に限定することに疑問が残る。などの意見がありました。本施策については、状況に応じた計画の見直しや柔軟な対応を求める意見も聞かれたことから、議会として今後も注視していきます。

### 国への意見書の提出

市議会では、意見書を関係行政機関に提出することができます。6月定例会では、議員発議による下記の意見書を全会一致で可決し、内閣総理大臣等へ提出しました。

#### 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書

平成18年4月に開始された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。その導入以来、全国的に労働審判事件の申し立て件数は増加しており、労働審判手続による労働紛争解決の必要性は高まっている。

また、労働審判制度は、導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても取り扱いが開始された。

しかしながら、静岡地方裁判所沼津支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため、静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、結果として長期間の争いとなることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申し立てをあきらめざるを得ないなどの事態が生じ得る状況となっている。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが必要である。

よって国においては、地域における司法の充実を図るため、下記事項について可及的早期に実現されるよう強く要望する。

記

1. 静岡地方裁判所沼津支部において、労働審判事件の取り扱いを開始すること。
2. 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月28日

富士市議会